

平成27年12月21日

答申第643号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「NHK本部のうち放送総局、技術局を除く25年度の部課単位の目標、目標達成の測定評価指標、目標達成のためのアクションプログラム（目標達成のための実施予定の施策）」について開示の求めがあった。

NHKは、当該視聴者に対し、部・センターがない部局の「部局目標」をすでに開示していたため、当該部局を除く部局（内部監査室、総務局、人事局、経理局、情報システム局、視聴者事業局、広報局、営業局、放送文化研究所、放送技術研究所）の「部・センター目標」を開示の対象とした。

このうち、人事局、視聴者事業局、放送文化研究所、放送技術研究所の「部・センター目標」は開示したが、内部監査室、総務局、経理局、情報システム局、広報局、営業局の「部・センター目標」については、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号、2号、5号の不開示情報に該当する部分があるため、当該箇所をマスキングした上で開示した。

これに対して、視聴者から内部監査室、総務局、情報システム局、営業局の「部・センター目標」のマスキング部分について再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書のうち、内部監査室のマスキング部分については、現在は開示してもNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがないため、開示することとする。

総務局総合リスク管理室の部・センター目標の「危機管理事案への迅速な対応」に対応する指標のマスキング部分については、危機管理に関する具体的な手法が記載されており、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項1号に、「安全の確保」に対応する指標のマスキング部分については、保安のための具体的な手法が記載されており、開示することによりNHKの保安に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項5号に、それぞれ該当し開示することができない。

総務局法務部の部・センター目標の「発生した紛争案件に的確に対応」および「受信料制度の維持に貢献」に対応する指標のマスキング部分については、具体的な手順や対応方法が記載されており、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、いずれも規程第8条1項1号に該当し開示することができない。

総務局総務・地域部の部・センター目標の「放送センターセキュリティー管理と全国局舎の指針策定」に対応する指標のマスキング部分については、具体的な設備・体制が記載されており、開示することによりNHKの保安に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項5号に該当し開示することができない。

総務局のその余のマスキング部分については、現在は開示してもNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがないため、開示することとする。

情報システム局IT企画部の部・センター目標の「将来の最適なIT業務環境を検討するとともに情報セキュリティの強化を推進する」に対応する指標のマスキング部分については、システムのセキュリティに係る情報が記載されており、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項1号に、またNHKの保安に支障をきたすおそれがあるため規程第8条1項5号に、それぞれ該当し開示することができない。

情報システム局のその余のマスキング部分については、現在は開示してもNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがないため、開示することとする。

営業局の受信料特別対策センター、営業推進センター、首都圏営業推進センター、中央営業センター、池袋営業センター、上野営業センター、新宿営業センター、西東京営業センターのそれぞれの指標のうち具体的な数値目標については、いずれも開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項1号に該当し開示することができない。

営業局受信料特別対策センターの部・センター目標の「民事業務実施体制強化と職員のスキルアップ等」に対応する指標のマスキング部分については、人材育成に関する具体的な手法が記載されており、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項1号に、営業局営業推進センターの部・センター目標の「地域スタッフ等の一人あたりの業績の向上とお客様対応の品質向上等」に対応する指標のマスキング部分については、業績の向上に関する具体的な手法が記載されており、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項1号に、それぞれ該当し開示することができない。

営業局営業推進センターの部・センター目標「衛星未契約者対策の拡大などによる衛星契約取次の増加等」のマスキング部分については、衛星未契約者対策の具体的な手法が記載されており、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項1号に該当し開示することができない。

営業局のその余のマスキング部分については、現在は開示してもNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがないため、開示することとする。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書（内部監査室、総務局、情報システム局および営業局の「部・センター目標」のマスク部分）のうち、内部監査室のマスク部分を開示することとしたこと、総務局のマスク部分のうち、総合リスク管理室の部・センター目標のうちの「危機管理事案への迅速な対応」に対応する指標のマスク部分は規程第8条1項1号の不開示情報に該当するため、「安全の確保」に対応する指標のマスク部分は規程第8条1項5号の不開示情報に該当するため、法務部の部・センター目標のうちの「発生した紛争案件に的確に対応」および「受信料制度の維持に貢献」に対応する指標のマスク部分はいずれも規程第8条1項1号の不開示情報に該当するため、総務・地域部の「放送センターセキュリティー管理と全国局舎の指針策定」に対応する指標のマスク部分は規程第8条1項5号の不開示情報に該当するため、いずれも不開示とし、その余のマスク部分は開示することとしたこと、情報システム局のマスク部分のうち、IT企画部の部・センター目標のうちの「将来の最適なIT業務環境を検討するとともに情報セキュリティの強化を推進する」に対応する指標のマスク部分は規程第8条1項1号および5号の不開示情報に該当するため不開示とし、その余のマスク部分は開示することとしたこと、営業局のマスク部分のうち、受信料特別対策センター、営業推進センター、首都圏営業推進センター、中央営業センター、池袋営業センター、上野営業センター、新宿営業センター、西東京営業センターのマスク部分はいずれも規程第8条1項1号の不開示情報に該当するため不開示とし、その余のマスク部分は開示することとしたこと、いずれのNHKの取り扱いも妥当である。

4 審議の経過

平成27年10月 5日（第225回審議委員会）第611号諮問、審議
11月 2日（第227回審議委員会）審議
11月16日（第228回審議委員会）審議
12月 7日（第229回審議委員会）審議
12月21日（第230回審議委員会）審議、答申